B 詳細情報 触・布達類年表(滋賀県)

No.	遊所名	年号	西暦	布達番号	史料タイト ル	内容	出典	史料№	備考
1		明治5年9月	18720999	第224号		不許可営業の遊女、飯盛女など来月15日までに申し出ること。	明治五年滋賀県治撮要三		
2		明治5年10月29日	18721029	第277号	人身売買処置方	鑑札を受けての自由営業認め、納税義 務を課す。	明治五年本県無記号達編冊四		
3		明治5年11月21日	18721121	第369号		解放が等関になっているのは問題で、 再稼したければ一旦解放の上願出ること。	明治五年本県無記号達編冊五		
4	甚七・四 <i>丿</i> 宮・真 町	明治6年3月19日	18730319	第297号		京都博覧会開場中、外国人に売淫禁止	明治六年滋賀県治撮要三		
5		明治7年2月22日	18740222	第153号	席貸茶屋賦金料 (平) (京) (市)	免許地指定。 芸娼妓営業地は免許 席貸茶屋に限る(料理店などへ客に誘 引されるときは席貸茶屋から行くこ	明治七年本県無記号達編冊弐		
6	甚宮町町丁玉八袋片七・・元目屋日町町・真池・元町市・四田二・・・南	明治7年3月8日	18740308	第181号		外国人への売淫禁止	明治七年本県無期号達編冊弐		
7		明治9年2月5日	18760205	第59号	売淫懲罰例	指令に寄るものは指令者を処罰、など。	明治九年本県甲号達		

8	明治9年2月10日	18760210	乙14号	席貸茶屋賦銭 並免許鑑札料取 締規則 遊女芸妓舞子 賦銭並免許鑑札 料取締規則	遊客名簿作成。 鑑札の種類は芸 妓・娼妓・舞子・芸娼兼業。	明治九年本県乙号達天
9	明治9年5月24日	18760524	丙42号		芸妓舞子の売淫行為に対し厳重処分の 注意	明治九年本県丙号達天
10	明治11年1月31日	18780131	丙14号		15~30歳の者、芸妓専業禁止	明治十一年丙号達書編冊天
11	明治11年3月19日	18780319		娼妓梅毒検査手 続	(県令 医院)検査法定め、有毒者は 直に入院させる。	明治十一年戊号達編纂
12	明治11年4月23日	18780423	中30亏	貸座敷営業規 則改正 芸娼妓舞子営 業規則改正	客の衣服等差押え・稼料を抵当としての金銭貸与禁止。芸娼妓が違うした場合は警察に届け出て自儘に苛酷な取扱をしない。 舞子は13歳未満。妻・華士族の婦女・保証人ないものは芸妓舞子許可せず。芸娼妓の居住・営業地は貸座敷免許地に限る(貸座敷の周旋で免許地外へ出るのは可だが、娼妓・芸娼兼業が他所で売淫すること禁止)。	明治十一年本県甲号達全
13	明治11年6月27日	18780627	丙140号		(県令 区長・戸長)養女としても らった女を芸娼妓とすること禁止。	明治十一年丙号達書編冊天
14	明治14年5月28日	18810528	甲78号	則(M11、30 号改正) 娼妓営業規則 芸妓舞子営業 規則、全面改正	免許地ごとに組合を立て、取締人を 公選。貸座敷芸娼妓の名簿作成。免許 は免許地取締人・戸長の奥印を受け郡 役所へ(願届済むときは警察へ)。 娼妓の居住・営業のに関連 る。娼妓・営業で可に貸座敷営業人の養 女を加える(免許済なら可)。 芸妓舞子の居住は貸座敷免許地内に 限る。	明治十四年本県甲号達天

15	明治14年	18819999	甲134号		妻妾でも芸妓舞子可		
16	明治16年6月6日	18830606	甲62号	娼妓梅毒検査規 則(M11、丙 35廃止)	週1回、駆梅院医員が娼妓の営業地で 検査。取締人は事務に従事。入院の際 の食費などは駆梅院支給だが、免許地 検査場での諸費用は貸座敷営業者支 弁。	明治十六年甲号布達草案編冊	
17	明治18年6月1日	18850601	中67号	貸座敷及娼妓営 業取締規則 (M14、甲78 改正)	検梅定日には検査所へ。貸座敷営業者 は組合を立て所轄警察署を経由し県庁 へ届出、規約を設け認可。	明治十八年本県 甲号達天	
18	明治18年6月1日	18850601	甲68号	芸妓舞子営業取締規則 (M14、 214号改正)	新規則実施後は芸娼妓兼業不可。	明治十八年本県 甲号達天	
19	明治22年11月5日	18891105	本 4 199 2	業取締規則	免許地から四宮削除。本人父兄の承諾 のない婦女を勧誘しない。娼妓は正業 に就かせるように。娼妓は満16歳以上 で身体検査を受けること。	滋賀県公報320 号M22.11.6	
20	明治33年5月29日	19000529	県令39号	明治22年135号 改正	娼妓18歳以上	滋賀県公報号外 M33.5.29	
21	明治33年6月26日	19000626	訓令139号		(知事 警察署長・警部)廃娼論者に 不法行為を加える貸座敷業者悪徒等取 締方。	明治三十三年本県訓令原議編冊	

22	明治33年10月11日	19001011	県令70号	娼妓取締規則施 行細則	18歳未満は娼妓不可(M33年5月改 正)。名簿登録義務。指定地域外への 外出は警察の許可要。	滋賀県公報号外 M33.10.11	
23	明治33年10月11日	19001011		娼妓健康診断規 則	県立駆梅院の医員が貸座敷所在地の健康診断所で行う。旅費支給。食費などは同院の支給だが貸座敷所在地の健康診断所の費用は営業者の負担。	滋賀県公報号外 M33.10.11	
24	明治33年10月11日	19001011	県訓令196号	娼妓稼業取扱規 程	(知事 警察署・警察分署)口頭で名 簿削除可。登録削除などのときは役所 へ通知	明治三十三年本県訓令原議編冊	
25	明治36年7月25日	19030725		芸妓娼妓舞子紹 介営業取締規則		滋賀県公報第 339 M33.7.25	
26	明治37年9月30日	19040930	訓令144号	貸座敷取締規則 施行心得	(知事 警察(分)署)夫妻・二親等 以内は営業継承可。組合規約の認可を 申請したときは謄本を添え警察部長の 指揮を受ける。取締人を認可したら警 察部長へ報告。	訓令乙訓令県論	
27	明治37年9月30日	19040930		芸妓取締規則取 扱心得	(知事 警察(分)署)芸妓組合の取締人は25歳以上、承諾あれば有夫可。 舞子免許所持の者は芸妓の許可証と書換えること。	明治三十七年県訓令乙訓令県論示原議編冊	
28	明治37年9月30日	19040930	訓令146号	娼妓稼業取扱規程(M33、訓令 程(M33、訓令 196)改正 娼妓取締規則施 行細則取扱心得	(明治三十七年県 訓令乙訓令県論 示原議編冊	

29	大正7年7月	19180799		芸妓取締規則改 正	12歳未満禁止。		
30	大正15年10月30日	19261030	県令91号	貸座敷営業取締規則(全面改正)	建築物の構造は警察の検査要。宿屋・料理屋などは貸座敷営業不許可。娼妓に対し苛酷な取扱をしない。学生・18歳未満を遊興させない。遊客名簿は写を毎朝取締人を経て警察に届出。組合は芸娼妓と合同も可。娼妓教養・慰安に関する事項も規約に設けるように。	滋賀県公報号外 T15.10.30	
31	大正15年10月30日	19261030	県令92号	娼妓取締規則施 行細則改正	稼業年限が満了したときは名簿登録は 無効。免許地内、指定場所なら外出許可不要。免許地域内でも宿屋・料理 屋・貸席など出入りに警察署の許可要。	滋賀県公報号外 T15.10.30	
32	昭和5年3月19日	19300319	県令16号	芸妓及芸妓置屋営業規則	芸妓 = 「客席二侍シ歌舞音曲ヲ為スヲ 業トスル婦女」、芸妓置屋 = 「芸妓ヲ寄 寓セシメ其ノ業ヲ為サシムルヲ業トス ル者」。芸妓は13歳未満不可。学生、 生徒、20歳未満を遊興させない。免許 地ごとに組合を設けるときは所轄警察 署の認可。	327号	
33	昭和5年6月4日	19300604	県令45号	娼妓健康診断規 則改正	11寸很冷不可 • 色寸松木满冷人冷旅客	滋賀県公報第 349号 S5.6.4	
34	昭和8年9月30日	19330930		芸妓及芸妓置屋 営業規則改正	14歳未満不可。	滋賀県公報第 689号 S8.9.30	
35	昭和15年3月27日	19400327	県令14号	貸座敷営業規則 (16条19号) 改正	遊客を午後12時以後登楼させない。	滋賀県公報第 1344号 S15.3.27	

36	昭和15年3月27日	19400327		芸妓及芸妓置屋 営業規則(21 条16号)改正	午後11時以後営業禁止。	滋賀県公報第 1344号 S15.3.27	
37	昭和21年2月1日	19460201	県令10号	貸席、芸妓置 屋、料理屋、飲 食店、九 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	貸席=「酌婦ヲ寄寓セシメ其ノ業務ヲ 為サシムル」。料理屋、貸席以外は芸 板の招聘不可。貸席以外は客の宿泊不可、貸席は18歳未満の遊興不可。貸席は18歳未満の遊興不可。貸座 敷営業取締規則廃止(貨座敷免許を受 けた者は貸席に)。施行前に許可を受 けた貨席は料理屋に。貸席、芸妓置屋 は指定地域毎に組合を設け所轄警察署 長の認可(加入義務)、酌婦、芸妓と 合同も可。	滋賀県公報号外 S21.2.1	
38	昭和21年2月1日	19460201	県令11号	芸妓、酌婦、給 仕婦取締規則	芸妓 = 「客席二侍シ歌舞音曲ヲ為スヲ業トスル者」、酌婦 = 「貸席ノ客席ニ侍シ客ノ接待ヲ為スヲ業トスル者」、給仕婦 = 「料理屋、カフェーノ客至業トスル者」。 酌婦は18歳以上、芸妓は14歳以上、給仕婦は14歳以上。	滋賀県公報号外 S21.2.1	